

一戸町総合計画 基本計画

平成 31 (2019) 年度～令和 4 (2022) 年度

平成 31 年 3 月 策 定

令和 3 年 5 月 一部変更

令和 4 年 3 月 一部変更

第1章 将来を担う人材を育むまちづくり

学校の内外で協力しあう学習支援やキャリア教育の充実、生涯学習やスポーツ少年団などの活動を通じた豊かな人間性とコミュニケーション能力の育成などに取り組み、将来を担う人材を育むまちづくりを進めます。

第1節 生涯学習社会の構築

価値観の多様化、地域の連帯感や人間関係の希薄化など社会様相の変化の中にあり、個人の学習ニーズへの確実な対応と、ともに学び合う学習を通じ町民の連携を深めるために、町固有の文化や施設などを活かした学習プログラムの充実を図ります。

No.	項目	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
1	町民セミナー受講者延べ人数	人	420	420	420	420	420
2	図書館利用者1人当たり貸出数	冊	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8

① 多彩で特色ある学習プログラムの整備

各世代における学習ニーズの的確な把握、社会教育講座・教室の充実を核とし多彩で特色ある学習プログラムを整備するために、環境問題や生命、人権、国際理解、情報化などの現代的課題や、一戸の自然と文化、産業振興、少子・高齢化、地域の活性化など町の特性や課題をテーマにした学習機会を提供します。

② 地域における自主的学習の促進と学習団体などの育成

町内会や自治公民館活動等、地域における自主的な生涯学習活動を支援するために、専門知識をもった人材を講師として派遣します。

③ 図書館の利用促進

- (1) 多様な町民のニーズに応えるため、基本となる施設、職員、資料の三要素を充実、レファレンスやリクエストへの対応などのサービスを提供し、図書館の利用を促進します。
- (2) 地域課題の解決に寄与するため、各機関・団体との事業連携を強化します。

第2節 学校教育の充実

変容する社会を生き抜き、未来を切り拓いていく力を育むために、今までの「学校・家庭・地域」の横連携に加え、「幼保・小・中学校教育」の縦連携を大切にしながら、人との関わりの中で子ども一人ひとりの個性や特性を活かした能力の伸長に取り組みます。また、将来を

担う人材を育成するために伝統・文化を大切に「知・徳・体」の調和のとれた人間育成に取り組みます。

No.	項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
3	授業が「分かる」と答えた児童生徒の割合 (小学校) ※1	%	87.3	88.0	89.0	90.0	90.0
4	授業が「分かる」と答えた児童生徒の割合 (中学校) ※1	%	74.7	75.0	76.0	77.0	77.0
5	自己肯定感をもっている児童生徒の割合 (小学校) ※1	%	73.0	75.0	77.0	79.0	80.0
6	自己肯定感をもっている児童生徒の割合 (中学校) ※1	%	73.0	75.0	77.0	79.0	80.0
7	小学校肥満率 ※2	%	12.23	12.00	11.00	10.00	10.00
8	中学校肥満率 ※2	%	10.67	10.50	10.00	10.00	10.00

※1 県学調：児童生徒質問紙（小学校5年生、中学校2年生）

※2 各校の健康診断結果による

① 幼児教育・義務教育の充実

- (1) 生涯にわたる人間形成の基礎を培う就学前幼児期や小学校低学年児童期の教育を充実させるために、こども園、保育施設、小学校、家庭が連携して「一の教育」の実践を進めます。
- (2) 個に応じた指導や授業以外での学習機会を提供し、自主的な学習意欲を高めるために、小中学校への支援員の配置継続と、公営塾や土曜学習の開催、各種検定受検支援を行います。
- (3) ICTを活用した教育やキャリア教育の推進、主権者教育、外国語教育の充実など、社会の変化に対応できる能力を育む教育の充実を図ります。
- (4) 「いちのへ御所野縄文学」を軸にして、郷土について主体的かつ探求的に学ぶことを通して町の歴史と文化を愛し誇りとする児童生徒を育む教育の充実を図ります。
- (5) 道徳教育の充実、ボランティア等の体験活動、文化芸術活動への参加や読書活動の充実などにより、豊かな心を育む教育を推進します。
- (6) 健康教育の充実、実践力の養成、個々に応じた基礎体力や運動能力の向上、学校保健・安全に関わる取組を推進します。
- (7) 基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操を養うために、家庭教育の重要性を家

族で認識する取組を行うと共に、地域など社会全体で家庭教育を支え合う雰囲気を醸成します。

② 学校、家庭、地域の連携による「地域とともにある学校」づくりの推進

- (1) 学校と家庭・地域が目標を共有し、地域連携・協働の一層の充実を図るために、学校運営協議会の設置等の体制整備を進めます。
- (2) 地域や学校の実情に応じた地域学校共同活動の充実を図ります。
- (3) 民生委員の活用等を通して家庭や地域社会と一体となった適切な相談や指導に努め、問題の解消と防止を図ります。

③ 特別支援教育の充実

- (1) 関係機関と連携し、早期からの就学支援、児童生徒のニーズに応じた学びの場や支援のあり方の検討を進めます。
- (2) エリアコーディネーター等との連携のもと「共に学び、共に育つ教育」の推進を図るとともに、各小中学校における支援を要する児童生徒に対する指導の充実を推進します。

④ 小中学校の教育環境の整備充実

- (1) 長寿命化計画に基づき、小中学校の各施設・設備の効率的な整備充実を図ります。
- (2) 新しい教育内容に即したICT機器を含む教材・教具の整備充実を図ります。
- (3) 各校の教職員が教育活動を推進しやすいよう環境整備を図ります。

⑤ 学校給食の充実

- (1) 食を通じた地域理解を進め、また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるために、食育の学習の場となる学校給食の充実を図ります。
- (2) 衛生管理を徹底するとともに、地産地消の促進を図り、栄養バランスのとれた安全でおいしい給食の提供を行います。

⑥ 教育に関わる経済的負担の軽減、就学援助・通学対策等の充実

- (1) 経済的に就学困難な児童・生徒に対して、就学援助費の支給や給付型奨学金を含む育英制度を活用して就学を援助し、人材の育成・確保を図ります。
- (2) 公共交通を利用した通学への支援や最適な交通手段の確保など、総合的な通学対策を推進します。
- (3) 心と体の成長や、仲間づくり等が期待される部活動に参加しやすい環境づくりを進めるために、遠征を含む活動に対する支援方法を検討します。

⑦ 教職員の資質の向上

「校長および教員としての資質の向上に関する指標」に基づいた教職員の研修や研究活動を奨励・支援します。

⑧ いじめ、不登校等への対応の充実

- (1) いじめや不登校など、多様化、複雑化する問題行動に対応するために、家庭や地域、警察や福祉部局等関係機関との連携、協力のもと、実態把握や解決支援にあたります。
- (2) 県で配置しているスクール・ソーシャル・ワーカーやスクール・カウンセラーの活用等により、児童生徒一人ひとりに寄り添った指導と問題の早期解決を図ります。

第3節 青少年の健全育成

青少年は、さまざまな活動を通して連帯性・協調性・責任感を養い、良好な人間関係を育んでいきます。青少年の健全育成にあたっては、友達や親子、地域住民など、様々な人との交流を通し、ともに成長していくことが大切であるために、行事の活性化並びにボランティアとして参加した中高生の主体性の向上などを図ります。

No.	項目	年度	平成	令和	2年度	3年度	4年度
			30年度	元年度			
9	教委主催事業への中高生ボランティア参加者延べ人数	人	0	3	17	20	25

① 活動支援の人材養成

活動支援や地域活動に関わる人材の養成を図るために、研修会等を開催します。

② 子ども行事の活性化

地域の連帯意識を育て、学年が異なる子どもが校外における様々な遊びを通じ、健やかに成長することを目的に、子ども会あるいは子ども個人が参加しやすい行事のあり方を検討します。

第4節 スポーツの推進

スポーツを通じて心身が健康で活力に満ちた町となり、また、町内外住民・団体の交流の機会とするために、総合運動公園など体育施設を積極的に活用した、障がいの有無にかかわらず誰もが気軽に参加できる教室や大会等の開催や、交流事業の創出を図り、そして将来にわたりスポーツ種目が維持されるように、指導者の育成を行います。

No.	項目	年度	平成	令和	2年度	3年度	4年度
			30年度	元年度			
10	教委主催大会参加延べ人数	人	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400

11	なぎなた指導者数	人	11	11	12	12	13
----	----------	---	----	----	----	----	----

① スポーツ団体の育成および指導者の確保

各種スポーツにおける団体の維持と競技力の向上、特にも町技であるなぎなたの指導者確保や育成を図るために、各種研修会等への参加を支援しながら、若年層の競技継続を促します。また、競技力向上に関しては、遠征ほか日常のトレーニングに対する支援を検討し、スポーツ推進によるまちづくりを目指します。

② スポーツ・レクリエーション実践活動の促進

それぞれの志向・レベルに合わせた体力づくりによる町民の健康増進を図るために、総合型地域スポーツクラブの活動や、NPO等が主催する各種大会や教室・講習会・行事などへの参加を促進します。

③ スポーツ交流の推進

スポーツにおける町ブランドの確立を目指すために、スポーツを通じた町内外との交流活動の推進と、総合運動公園や武道場への大学高校等の合宿誘致により、地元競技団体との交流と競技力向上を図ります。

④ スポーツ施設の整備

総合運動公園や武道場など体育施設の適切な維持管理を進め、競技技術の向上に寄与する環境づくりを行います。

第5節 一戸高校支援の充実

二戸学区唯一の総合学科校である一戸高校が二戸学区の多くの中学生に選ばれ、そして在学する生徒が充実した学校生活を送り、希望する進路を実現できるように、一戸高校の魅力づくりとしての各種支援制度を継続するとともに、企業・高校・行政連携に基づく教育体制を整えます。

No.	項目	年度	平成	令和	2年度	3年度	4年度
			30年度	元年度			
12	入学者数	人	83	97	100	100	100

① 特色ある活動に対する支援

なぎなた、華一など生徒の自主的な活動のほか、国際交流派遣研修や先進地福祉施策研修など教育振興にかかる取組を支援し、また、小中学校で行われる地域学習等の継続を促しながら、一戸高校総合学科の魅力づくりに繋がります。

② 支援体制の充実

生徒の多様な進路が実現され、特にも地元就職を希望する生徒に対しては、企業・高校・行政の連携体制による実践的な学習の場の提供を行います。

第2章 人が集まり地域が活力にあふれるまちづくり

移住・定住や地域資源を活用した交流の拡大、自治会等の行事や地域活動の活性化などに取り組み、人が集まり地域が活力にあふれるまちづくりを進めます。

第1節 町民主役のまちづくりの推進

それぞれ町内会等自治組織の個性を尊重し、人が集まり自立的な活動にあふれる持続可能な地域コミュニティを育成するために、多様な価値観と総意に基づく地域づくりを積極的に支援します。

No.	項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
13	地域活動プラン策定団体数	団体 (累計)	1	3	5	7	10
14	地域担当職員予算の活用団体数	団体	47	48	48	49	50

① コミュニティ活動の促進支援

- (1) 身近な生活環境の改善に自主的に取り組む町内会等自治組織を支援するために、地域担当職員制度を継続し、地域で運用決定できる予算の配分を含めた支援活動の充実を図ります。
- (2) 活動の活発化を促し、継続されるように、地域づくり支援事業などコミュニティ活動の支援制度により支援します。
- (3) コミュニティ活動にかかる新たな視点に基づく支援を進めるために、集落支援員制度を導入するほか、町出先機関の強化など、地域により近い活動拠点づくりを進めます。
- (4) コミュニティ活動への支援と同時に、当該活動が継続されるように、地域リーダーの育成にも焦点を当て、地域と連携し取り組みます。

② まちづくり意識の高揚と実践活動の促進

- (1) 地域の総意のもと自主的に策定する、集落や地域の自立、維持を目的とした活性化計画（地域活動プラン）の計画的な実施に対して、町補助制度ほか各種制度をもって支援します。
- (2) 地域活動プランに掲げられた取組のうち、先駆的で優良事例となるものを町全域へ波及させるために、町総合計画への展開システムの手順等について検討します。
- (3) 地域と町とが各般にわたる情報の交換を行うために、あるいは地域課題を把握し地域活動プランの策定に繋げるために、地域懇談会を開催します。

第2節 移住・定住の支援

地域おこし協力隊などまちづくりに関わる新たな人材を確保し、また、当町を移住の地に選んでもらえるために、住みやすさ、自然、歴史など町の魅力を積極的に町外発信し、移住希望者への有意義な情報の提供と相談体制を整備します。

No.	項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
		人 (累計)					
15	町への相談を通じて移住した人数	人	0	1	5	5	5
16	地域おこし協力隊員採用数	人 (累計)	2	4	4	6	6

① 移住情報の発信

移住希望者が望む仕事や住居などの情報を容易に収集できるように、ホームページの充実を図るほか、関連サイトの積極的活用と都市部で行われる移住フェアなどにも参加し、移住情報の発信機会をさらに増やします。

② 支援体制の整備

移住者に対するワンストップでの支援を図るために、移住前における相談体制の充実と、移住後に地域とを繋ぐ支援者の配置などを行います。

③ 移住・交流体験の推進

移住希望者が当町を訪れる機会を増やすために、移住体験住宅や一戸夢ファームなどの町内資源や、移住支援団体や移住体験イベント、北岩手循環共生圏の枠組など町外資源の活用を進めます。

第3節 共生社会の構築

これまで培われてきた町特有の共生社会（異文化、多世代、障がいなど）のさらなる展開と、多様性を身近に感じ受け入れる雰囲気づくり、若者・女性の活躍を地域で支援する町の実現のために、地域住民の理解拡大と交流機会を創出し、支援します。

No.	項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
		地域					
17	地域づくり支援事業で世代間交流を行った地域数	地域	0	1	5	5	5

① 異文化理解の推進

外国人移住者あるいは実習生等との交流から生まれる異文化理解を一層進めるために、

国際交流協会など各種団体の活動支援を行います。

② 地域内交流の推進

若者世代の町内への定着を図るために、多様な交流の機会を設け、また活動を主体的に実施するグループ等を支援します。また、地域活力の維持、児童生徒の地域学習機会の創出のために、三世代交流の重要性を認識し、取り組む町内会等を支援します。

③ 男女共同参画社会の推進

家庭、地域を含む社会全体での男女共同参画を推進するために、幼少期からの教育の実施、町民への啓発活動、そして女性団体などへの活動支援を行い、また、出産、子育て後の職場復帰が円滑に進むように、企業等への啓発を行います。

さらに、多様な意見をまちづくりに反映させるために、各種審議会や委員会などへの女性の積極的な登用を行います。

第3章 産業の振興と仕事の創出を図るまちづくり

農林畜産業、商工業や観光業等の各分野で、後継者の育成、商品の磨き上げや販路拡大などに取り組み、産業の振興と仕事を創出するまちづくりを進めます。

第1節 農業の振興

自然豊かな環境を強みとし、これまで町を支えてきた農業を将来にわたって継続し発展するためには、次世代を担う就農者の確保・育成と、生業としての農業の魅力を高めることが不可欠です。

そのため、農業生産基盤の整備や産地ブランドの形成による安定した営農形態を確立するための幅広い支援を行います。また、若い世代の農業継承や新規に就農しやすい環境づくりを積極的に行います。

No.	項目	年度	平成	令和	2年度	3年度	4年度
			30年度	元年度			
18	農業産出額※	千万円	989	993	997	1,001	1,005
19	基盤整備面積（受益面積）	ha	824	862	862	862	872

※出典「市町村別農業算出額（農林業センサスおよび推計）」

① 次代の農業を担う経営体の育成

- (1) 農作業の受委託や担い手への農地集積と集約化を加速させるために、農業委員会や農地中間管理機構などの関係機関と連携を図り、意欲的な農家がより積極的な営農に取り組めるよう支援します。
- (2) 人口減少や高齢化による担い手不足の解消を図るために、集落営農や法人化への移行を目指し、その研究および合意形成を進め、農業経営体組織（法人）を育成します。また、経営体の人材確保の観点から、外国人材の活用策についても調査研究を進めます。

② 農業担い手などの確保・育成

- (1) 就農希望者の発掘や地域農業の担い手育成のために、関係機関との共同による受入れ体制を整備し、研修・交流機会の拡充や相談・指導体制を強化します。また、夢ファームの研究機能を生かし、新技術、新品目、新品種の開発成果を地域農業に還元し、その普及に努めます。
- (2) 夢ファーム卒業生や新規就農者の安定生産のために、各農協部会等との交流を深め、関係機関との連携強化による指導受入れ体制の充実を図ります。

③ 安全安心農畜産物の生産推進

各作目の生産の安定、生産性の向上、および安全安心農畜産物の生産を推進するために、関係機関との連携による農業技術指導や支援体制を強化します。

④ 主要作目の生産振興

- (1) 水稲については、需要に応じた米づくりと高収益作物への転作を両輪として一体的に進めます。飼料用米を転作の中心作物と位置付け、多収性専用品種の導入や団地化の推進により生産拡大を支援します。
- (2) 野菜については、生産管理用機械・生産施設の整備を支援し、生産環境の向上を促進します。また、環境制御技術やICT活用によるスマート農業など、新技術の導入、普及を進めるとともに、新品目の導入により産地ブランドの強化を図ります。
- (3) 果樹については、サクランボ「夏恋」やリンゴ「冬恋」など、そのブランド力の高さを生かし、産地化と安定生産を図ります。また、果樹経営は所得を得られるまでの期間が長いことから、経営資産である樹木を地域内で継承する取組を進めます。さらに、所得向上や後継者確保のために、観光農園への展開を希望する個人あるいは法人等農家に対する支援を行います。
- (4) 花きについては、積極的に産地拡大を図り、転作田を活用したりんどうを重点的に推進します。また、地域特性や経営に応じて軽労働な新品目や省力品目の導入を支援します。

⑤ 畜産の振興

- (1) 酪農については、高品質な生乳生産の推進を図り、より一層の「奥中山高原牛乳」のブランド価値向上を図るために、以下に取り組みます。
 - ア 安定的な乳量確保のために、雌雄判別精液の使用によりホルスタイン種の経産牛確保に向け取り組みます。
 - イ 奥中山高原農協乳業の経営基盤強化を支援し、牛乳や乳製品の普及を図ります。
 - ウ 生乳の価値向上による有利販売促進のために、飼料自給率の向上を図る取組を支援します。草地等の飼料基盤の拡大や飼料生産機械の導入による生産体制の強化と併せ、コントラクターやTMRセンターなどの活用を推奨し、酪農ヘルパー等の活用による省力化を図ります。
- (2) 肉用牛については、産地間競争力を強化するため優良繁殖素牛の保留と、カシオペア和牛子牛飼養管理マニュアルの徹底により有利な子牛販売の推進に努めます。
- (3) 養鶏（ブロイラー）については、周辺環境や住民等との合意形成のもとに施設整備が進められるように、諸手続きの支援や指導を適切に行います。また、高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の整備に努めます。
- (4) 地域畜産の持続的な発展と周辺地域との共存を図るために、畜産経営による悪臭・粉塵等を防止する事業を導入して環境汚染を防止するとともに、経営の合理化、自給飼料の増産に努めます。

⑥ 農業生産基盤の整備

農業生産性の向上と労力の軽減を図るために、農地と用排水施設の整備を一体的に進めます。また、新たな地区での基盤整備事業の導入について、地域住民の意向を伺いながら、その実現に向けて検討します。

第2節 林業の振興

町の林業振興には、総面積の74%を占める豊かな森林資源を有効に活用し、健全な林業経営の確立と多面的な森林環境機能を維持管理することが必要です。しかし、昨今の林業を取り巻く環境は大きく変貌を遂げており、小規模な森林所有者にとって資源価値の判断がつきにくい状況となっています。

令和元年度からは用途の自由度が高い森林環境譲与税を有効活用し、山林の価値に着目した施策を展開します。

No.	項目	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
		% (累計)					
20	森林経営計画作成面積割合		11.0	12.0	13.0	14.0	15.0

① 林業生産基盤の整備

- (1) 木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に受給するために、有利な伐採、適切な造林や保育等を推進します。
- (2) 森林施業の共同化、集約化を進め、計画的な森林経営を実現するために、森林経営計画の作成を促進します。特に、小規模な森林所有者による計画策定が必須となることから、意見の集約や専門家による指導に着手します。
- (3) 伐採木の輸送効率を高めるだけでなく、高性能林業機械による低コストかつ集約的な林業を可能とするために、林道および作業路網の整備を推進します。
- (4) 森林のもつ環境維持機能を実現するために、無秩序な皆伐を防止するとともに、植林についての情報を伐採事業者や森林所有者へ提供し、伐採後早期の山林機能回復を図ります。

② 木材の活用

各種施設での木材利用を推奨し、用材や集成材での利用を拡大するとともに、建築材以外での活用も研究し、製品化に向けて取り組みます。

③ 木質バイオマスエネルギーとしての積極的な利用

- (1) 森林での放置産材や製材端材等の活用、地域や個人での木材販売によるエネルギー化の方法等を関係機関とともに検討します。
- (2) 木質バイオマス発電所の木材確保を支援するとともに、立地している利点を活かした経済効果を町内に波及させる方策について取り組みます。

第3節 商工業の振興

持続可能な商業を推進するために、関係機関との連携を深め、来店者が楽しく買い物ができるような小売業の環境づくりを促進します。また、町内企業の持続的な経営環境を構築していくために、若者の町内企業への理解を深めるとともに、企業の即戦力となるUIターン促進を図ります。

No.	項目	年度	平成	令和	2年度	3年度	4年度
			30年度	元年度			
21	経営改善等にかかる相談件数	件	1,600	1,620	1,620	1,640	1,640
22	事業承継等にかかる相談件数	件	1	1	1	1	1
23	イベントの入込客数※	千人	40	40	41	42	43
24	法人町民税の法人税割を納めている法人数	社	110	111	112	113	114

※対象イベントは、「一戸まつり」、「産業まつり」、「萬代館でのイベント」とする。但し「一戸まつり」は推計値。）

① 魅力ある商店街づくり

- (1) 市日や古い邸宅、萬代館など残すべき中心商店街の特色を活かしたにぎわいづくりを促進するために、各種イベントを開催します。
- (2) にぎわいのある商店街づくりを推進するために、御所野遺跡や道の駅を訪れる方々を誘導する取組を行うとともに、情勢や消費者ニーズに対応した利便性向上による販売機会の拡充を図ります。
- (3) 商店街の機能を強化するために、商工会と連携し、空き店舗の活用などの研究を行います。

② 地元購買力の向上と持続可能な商業の実現

- (1) 地元購買力の向上を促進するために、地元商店利用促進の方策についての研究を行い、消費者への訴求活動を展開します。
- (2) 次代を担う人材育成のために、商工会とともに後継者や新規創業希望者への相談体制を整えるとともに、効果的な支援策について研究を進め、制度の創出を行います。
- (3) 地域住民にとって不可欠な各集落等の商店の機能を維持していくために、制度創出に向けた調査研究を行います。

③ 町内企業の体質強化と企業立地満足度の向上

- (1) 企業の競争力強化、他社との差別化を図るために、各種補助制度の創設と情報提供および相談活動を行います。
- (2) 町内企業の立地満足度を向上させるために、既立地企業との関係性づくりを行い、新たな企業立地に繋がる取組を行います。

④ 雇用対策の充実

- (1) 町内企業の求人に対して人材確保が困難となってきたため、企業を紹介する事業を実施します。
- (2) 企業認知度の向上と新卒者の地元就職を促進するために、町内の学校へ町内企業のPRを行います。
- (3) UIターンの促進を図るために、町内企業の求人ニーズの把握と、企業の魅力や情報を発信します。また、多様な働き方を実現できる環境づくりについて、関係機関および企業等とともに検討します。
- (4) 外国人材の適正な受入れのために、就業あるいは社会生活などにおける支援を行う関係機関や受入れ企業等との連携を図ります。

第4節 観光・レクリエーション業の振興

御所野遺跡や奥中山高原などの観光地への集客を促進するために、来訪者の満足度向上に取り組むとともに、広域観光体制の充実を図ります。

No.	項目	年度	平成	令和	2年度	3年度	4年度
			30年度	元年度			
25	町の観光客数	千人	510	510	560	670	700

① 「道の駅」の整備と運営組織の設立

- (1) 御所野遺跡や町内観光施設を来訪する方々をもてなすために、「道の駅」整備を進めるとともに、「道の駅」の運営や観光情報の発信、特産品の開発・販売など、町の観光や産業の総合的なマネジメントを行う運営組織の設立について検討します。
- (2) 「道の駅」を観光の拠点に位置付け、町内外の周遊の造成と統一された観光案内板等の整備を進めます。

② 奥中山高原を核とした観光の充実

年間を通じた奥中山高原を核とした観光・レクリエーション機能の拡充と、施設の計画的な修繕、利用者の満足度向上を図り、収支バランスの取れた運営を目指します。

③ 広域観光体制の充実とルートの開発

- (1) 県北広域振興圏市町村と連携し、地域ブランドを確立するとともに、認知度向上

させるために、広域観光体制の充実を図ります。

- (2) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成市町および県内世界遺産所在市町と新たな連携を進めるために、観光分野での連携を強化し、観光コンテンツの充実を図ります。

第5節 地場産品の振興

農林畜産業をさらに特色ある町の産業に育成するために、地域資源を活かした商品の開発を、多様な意見と各方面からの協力を得ながら促進します。また、地場産品の販路拡大を図るために、広く町内外へ積極的に情報を発信するとともに、他地域の情報収集によるマッチング等の機会を創出します。

No.	項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
		千円					
26	指定管理導入産直の売上総額	千円	153,647	147,791	150,747	153,762	155,299

① 特産品の開発と事業者への支援

- (1) 農産物を含む当町の地域資源を活用した付加価値の高い特産品やお土産品の開発、加工施設の整備や機械導入などへ支援します。
- (2) 乳製品の開発や乳製品を使った飲食メニューの開発を促進するために、乳製品加工工場の活用や加工推進グループの活動を支援します。
- (3) 新商品開発や地域資源を活かした事業を創出するために、意欲をもった事業者や新規創業を支援します。

② 販路の拡大

地場産品を広く町外へ積極的に情報発信するために、観光・交流施設やイベントとの効果的な連携によるPRと販売を行うとともに、神奈川県横浜市と締結した連携協定を活用した首都圏での販路拡大に向け、推進します。

第4章 歴史や文化を活かすまちづくり

御所野遺跡や旧朴館家住宅等の有形文化財や神楽等の無形文化財の保存、伝統工芸の継承などに取り組み、まちの魅力として歴史や文化を活かすまちづくりを進めます。

第1節 世界遺産を活用したまちづくりの推進

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つである御所野遺跡の文化的価値を知り、世界遺産に登録されたことの意義を町全体で共有してくために、遺跡を次代に繋ぐ人材の確保と育成を行うとともに、町民の保存・活用意識の高揚に繋がる活動を行います。そして、他の構成資産、県内世界遺産あるいは県北広域振興圏とのネットワークを構築するために、世界遺産を通じた新たな交流を創出します。

No.	項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
27	御所野縄文公園来訪者数	人	22,000	26,000	28,000	66,000	110,000
28	遺跡ボランティア登録者数	人	109	115	120	125	130
29	御所野縄文公園クリーンデー参加人数	人	370	420	480	540	600

① 世界遺産登録を活用した取組

- (1) 2021年の世界遺産登録を契機に、「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産の所在する4道県14市町が連携した世界遺産を活用した取組を展開します。
- (2) 世界遺産を活用した取組を推進していくために、御所野遺跡ボランティア連絡協議会を中心に各構成団体および関係機関と協力して普及啓発活動を行います。
- (3) 御所野遺跡の文化的価値の理解促進を図るために、大学等研究機関と連携して御所野遺跡の学術調査および御所野縄文公園のフィールドを活用した実証実験を行い、その成果を情報発信します。

② 未来に伝えていくための取組

- (1) 御所野遺跡を将来への遺産として守り伝えていくために、学校教育や生涯学習と連携しながら、地域住民やボランティアなど多様な担い手の参加による保存管理体制づくりを行います。
- (2) 遺跡の景観に配慮しつつその価値を入館者等へわかりやすく伝えるために、ボランティアガイドを養成するとともにICT技術を活用した遺跡ガイドアプリを活用します。
- (3) 御所野遺跡の文化的価値を保全するとともに、その魅力を一層高めるために、町景観計画特定景観区域における景観形成を進めます。

③ 新たな交流の創出

新たな産業の創出など町の活性化を図るために、世界遺産を活用した取組を通じて他の13市町との交流を深めるとともに、県内世界遺産所在市町や県北広域振興圏市町村との連携事業を行います。

また、SNSなどを通じて「御所野ファン」を拡大し、連携を促進しながら誘客に努めます。

第2節 歴史文化の継承と創造

町では歴史文化の継承と創造に繋がるような文化財愛護の機運を高めるために、御所野遺跡や旧朴館家住宅など豊富な文化財の調査と、その文化財や伝統工芸の活用を行います。併せて町民による文化芸術活動団体の自主的な活動を支援するために、多様な文化芸術に接する機会を提供すると共に、指導者育成の支援を行います。

No.	項目	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
30	町内郷土芸能保存団体延べ会員数	人	160	160	160	160	160
31	朴館家住宅イベント参加延べ人数	人	140	145	150	160	170

① 文化財の調査・保護

- (1) 重要な文化財の保護に努めるために、調査を行い、必要に応じて指定します。
- (2) 無形民俗文化財の伝承活動や後継者の育成のために、指定を進めるほか、児童生徒による伝承活動の支援と発表の場のさらなる創出を行います。

② 重要文化財旧朴館家住宅の保存修理とまちづくり

旧朴館家住宅の将来にわたる保存のために、適切に修理を行い、そして、住宅を活用したまちづくりへ繋げるために、地域住民等との連携を図り、活用策を検討します。

③ 文化財愛護の機運向上

郷土の歴史に対する理解と文化財愛護の機運を高めるために、調査成果の報告や講演会の開催など歴史文化に触れる機会を提供するとともに、地域の文化財を保護するための活動を奨励します。

④ 御所野縄文公園の活用

- (1) 地域文化の中核施設として調査研究に努め、その成果を情報発信するとともに、学習、体験、観光、交流の拠点として活用します。
- (2) 施設を有効活用していくために、運営体制・方針の確立、体系的な展示や学習機

会の提供、イベント開催など、効果的で魅力あるソフト事業を展開します。

⑤ 伝統工芸の継承

鳥越の竹細工や木工品などの伝統工芸の継承のために、県内外での物産展等を通じ認知度を高めます。また、体験イベントなど親しむ機会の提供から、工芸品の魅力を高め、担い手確保に繋がります。

⑥ 文化芸術の振興

- (1) 各文化芸術団体の活動や指導者の育成を支援します。
- (2) 町民が多様な文化芸術に接する機会を設けるとともに、各文化芸術団体に発表の場を提供するため、NPOと連携し一戸町コミュニティセンターを積極的に活用します。

第5章 元気で健やかに暮らせるまちづくり

医療の確保、社会福祉や子育て支援の充実、地域での健康活動の向上、個々の健康管理の徹底などに取り組み、元気で健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

第1節 地域福祉の推進

町民が元気で健やかに暮らすことができるために、地域で共に支え合う福祉の実現を図るとともに、ボランティア活動等へ自主的に参加する雰囲気醸成します。

No.	項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
		団体	35	36	37	38	39
32	地域サロン設置数	団体	35	36	37	38	39

① 地域福祉推進のための連携・協力体制の強化

地域福祉を強力に推進するために、行政各部門や各種団体との連携・協力体制を一層強化します。また、地区ごとの地域福祉推進組織の育成を図ります。

② 社会福祉協議会、関係団体などの活動支援

- (1) 町の福祉行政の拠点である社会福祉協議会の活動をさらに活性化させるために、組織体制の強化や財政基盤に対する支援を図ります。
- (2) 地域社会における福祉への関心をさらに高めるために、民生・児童委員や各種関係団体の育成と支援に努め、活動の活発化や地域社会との交流促進を図ります。

③ 相互支援精神にあふれた人づくりと交流の充実

幅広い世代が相互に支援できる社会を形成するために、学校教育や生涯学習、コミュニティ活動などの機会を活用するほか、高齢者や障がい者の関係団体が行う行事へ町民が参加しやすい環境づくりを行います。

④ 地域ボランティア社会の形成

地域住民がボランティア活動などに主体的に参加できる環境づくりを進めるために、地域社会における互助活動の重要性を含めた各種勉強会を開催します。

第2節 子育て支援の充実

母親をはじめとして、町民が安心して子育てができるように、保健医療体制の充実、サポート体制の強化、多様化するニーズに対応した保育サービスの提供、子育てに関する情報発信や相談体制の充実を図ります。また、家計の経済的な負担を軽減し、子育て世帯の生活の安定を図るために、医療費助成や保育料の軽減などの取組を継続します。

No.	項目	年度	平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度
33	こんにちは赤ちゃん訪問事業実施率（生後2か月までの訪問）	%	94.0	95.0	96.0	97.0	98.0
34	地域子育て支援拠点利用人数	人	1,958	1,958	1,958	1,958	1,958

① 子育て世代包括支援センターの設立

妊娠期から子育て期にわたる支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設立に向け、学校、教育機関との関わりを深めるための検討と、発達障害等への支援に関わり保育・教育機関との連携体制の構築を進めます。

② 産前から就学前の継続した健診体制

妊娠期における不安や悩みの軽減、妊産婦や乳幼児の疾病や異常等の早期発見・治療に繋げ、親子が元気に成長できるように、保健師等による相談やきめ細かい健診を実施します。

③ 保育環境の充実

仕事と子育てを両立したいと考える世帯が増える中で、一時保育や病児保育など、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するために、保育士等の確保を含めたこども園、保育所、児童館、学童クラブおよび地域子育て支援拠点の充実を図ります。

④ 子育てに関する情報発信

子育て情報を一元化して発信するために、「子育て情報ガイドブック」を子育て世帯等に提供します。

⑤ 子育てサークルの充実

子育て世代のネットワークづくりや親子のふれあいを目的とした交流の場となっている子育てサークルに対して、活動しやすい環境づくり等の支援の充実を図ります。

⑥ 子育てに関する経済的な負担の軽減

- (1) 妊産婦および乳幼児から高校生までの医療に掛かる負担を軽減するために、医療費助成を継続します。
- (2) 保育にかかる負担を軽減するために、平成31年10月からの国の施策による保育料無償化の対象外となる子どもに対して、第1子の保育料を児童手当の月額以下とし、第2子以降を無償とするこれまでの町独自の支援策を継続します。
- (3) 家賃にかかる負担を軽減するために、子どもの数に応じた低廉な家賃の住宅提供サービスを継続します。

⑦ 障がいのある子どもをもつ家庭、ひとり親家庭への支援

- (1) 経済的な負担を軽減するために、医療費助成をはじめとする経済的支援を実施します。
- (2) 家庭・地域・学校で不安無く生活を送るために、関係機関、ボランティア団体との連携を図りながら、生活実態に応じた支援を行います。

⑧ 児童虐待、DVへの対応

児童虐待やDVの防止に向け町民全体で問題意識を共有するために、関係機関との連携により広報活動を継続するとともに、早期発見に繋がる体制づくりと周知に努めます。

第3節 高齢者福祉の充実

高齢者が安心して元気に暮らすことができるために、地域で支え合える環境づくりを推進するとともに、医療・保健・介護等の連携を強化し、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ります。

No.	項目		年度				
			平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
35	老人クラブ団体数	団体	30	30	30	30	30
36	シルバー人材センターの会員数	人	140	140	140	140	140
37	地域ボランティア養成人数	人	0	10	10	15	15
38	成年後見人制度相談件数	件	240	250	260	270	280
39	介護職員の確保人数	人	0	4	4	4	4

① 生きがいつくりと社会参加の推進

- (1) 高齢者の生きがいつくりの有効な文化・レクリエーション活動や高齢者団体の活性化のために、高齢者学級などの生涯学習活動をはじめ、老人クラブの設立および活動への支援を行います。
- (2) 高齢者が就労により社会的役割が自覚できるように、シルバー人材センターの活動維持と、会員数確保、入会促進を図ります。

② 高齢者の自立生活への支援

- (1) 高齢者が安心して自立した在宅生活を送ることができるように、多様な主体による生活支援サービス（外出支援、買い物、配食、家事援助、安否確認、権利擁護な

ど)の提供システムを確立します。

- (2) 在宅生活に不安を感じる高齢者に対しては、共同あるいは様々な形態の施設を提供します。

③ 介護予防、健康づくりの推進

高齢者が介護を必要となる状態を防ぎ、または要介護状態のさらなる悪化を招かないように、介護予防ケアマネジメントの推進と、健康づくり活動を支援します。

④ 介護人材の確保

介護関係職員等の人材確保を促すために、一戸町介護職員等確保対策協議会の活動等の強化を図ります。

⑤ 地域包括ケアシステムの構築

- (1) ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯が安心して暮らすことができる地域にするために、各種地域団体との連携や地域ボランティアの養成など、地域で支える見守り体制を推進します。
- (2) 要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、住まい・医療・介護・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを、関係機関との連携により構築を図ります。また、介護離職などの介護する家族をめぐる諸問題について、実態を把握し必要な対策を検討します。
- (3) 地域包括ケアシステムの定着のために、協力、理解を必要とする地域住民に対する啓発活動や勉強会を開催します。

⑥ 介護保険サービスの充実

介護保険サービスを必要とする高齢者等が円滑に利用できるように、介護保険事業者との連携によるサービスの維持と、広域市町村での調整による施設確保を図ります。

⑦ 認知症対策の推進

- (1) 認知症高齢者等とその家族が地域で安心して暮らすことができるように、認知症地域支援推進員等による認知症に対する正しい知識の普及啓発を図り、地域で支え合う機運の醸成と、効率的な支援体制の創出に取り組みます。
- (2) 家族のみでも円滑に介護が行えるように、相談事業や給付金事業により支援の強化を図ります。
- (3) 認知症の早期診断、早期対応を図るために、一戸町認知症初期集中支援チームによる認知症高齢者等とその家族への支援を強化します。

⑧ 成年後見制度の普及啓発と相談支援体制の充実

- (1) 成年後見制度の普及啓発と相談支援体制の充実のために、カシオペア権利擁護支援センターの運営強化を図ります。
- (2) 成年後見の人材を育成するために、成年後見人養成事業受講者へのフォローアッ

プ、活動支援を行います。

第4節 障がい者福祉の充実

障がい者が地域社会で自立した生活が営めるように、個々のニーズに応じた適切な支援を行うとともに、町民が相互に尊重し、理解し合えるまちづくりを推進します。

No.	項目		年度				
			平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
40	グループホームの定員数	人	161	161	161	167	173
41	相談支援事業所数	事業所	2	2	2	3	3
42	一般就労支援者数	人	1	1	1	1	1

① 地域生活を支える居宅サービスの充実

- (1) 障がい者一人ひとりのライフスタイルに合わせた多様な暮らしを確立し、地域生活を支えるために、居宅サービスの充実を図ります。
- (2) 精神障がい者が居宅サービス等を積極的に利用できるようにするために、制度の周知を図ります。

② 相談支援体制の充実

- (1) 障がい者から相談を受けやすい環境をつくるために、障がい者相談員や民生委員等による身近な相談支援体制を強化します。
- (2) 障がい者が福祉サービスを受けやすい環境等をつくるために、サービス利用への支援や権利擁護への取組を強化します。
- (3) 相談支援体制の充実を図るために、基幹相談支援センターの機能と運営を強化します。また、自立支援協議会等を通じて、相談支援事業所の新設や人員体制の強化を図ります。

③ 地域における暮らしの場の確保

障がい者が自立した生活を過ごすことができる場を確保するために、事業所等と連携を図り、グループホーム等の整備を促進します。

④ 就労支援の強化

- (1) 障がい者の就労を支援するために、ハローワークや二戸圏域就業・生活支援センターと連携し、就労支援を強化します。
- (2) 障がい者の就労機会を増やすために、企業に対する障がい者雇用制度の周知を図り、制度の普及を推進します。

⑤ 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化と高齢化、親亡き後を見据えた支援体制をつくるために、二戸広域4市町村と連携し、地域生活支援拠点等の整備を進めます。

第5節 保健・医療の充実

町民が心身ともに健やかに暮らすことができるまちづくりを実現するために、町民の健康づくりを推進します。

そして、町民が十分な医療を受けられるように、医療体制を確保および充実させるとともに、国民健康保険事業および後期高齢者医療制度の健全運営を図ります。

No.	項目	年度	平成	令和	2年度	3年度	4年度
			30年度	元年度			
43	特定健診受診率	%	54.0	55.5	57.0	58.5	60.0
44	特定保健指導実施率	%	42.0	49.0	55.0	57.0	60.0

① 健康づくりの推進

- (1) 住民が生涯を通じて健康であり続けられるように、全てのライフステージを対象とし、疾病の予防とその重症化を防ぐ活動を推進します。
- (2) 生活習慣病の予防と疾病の早期発見による健康寿命の延伸のために、各種検診の周知および未受診者対策としての受診勧奨を行い、受診率向上に取り組むほか、重症化予防のために、健診時や家庭訪問などの機会を捉え適切な保健指導を行います。
- (3) 健康を支え、守るための体制構築のために、医療機関等の関係機関や保健推進委員および食生活改善推進員などの健康づくりサポーターとの連携を図ります。
- (4) 自殺予防に繋がる活動を展開するために、ゲートキーパーの育成等に取り組みます。

② 医療体制の確保・充実

- (1) 地域住民の健康維持を目的に地域医療を確保するために、県立一戸病院と町内各診療所、町との連携・協力体制を推進します。
- (2) それぞれの診療機関の特長を活かし、最適な医療サービスを提供する地域医療連携を確立するために、県立一戸病院と町内診療所等との連絡体制を強化し、また、その必要性が町民に理解されるよう周知を行います。
- (3) 地域住民が求める診療機能を確保するために、公設民営の診療所を維持し、施設・設備の充実を図ります。
- (4) 医師や看護師など地域医療を支える人材を確保するために、町・県の各種奨学金制度を周知し、活用を促進します。

③ 国民健康保険事業の健全化

- (1) 医療費の抑制を図るために、ジェネリック医薬品希望カードの配付や医薬品差額通知などによりジェネリック医薬品の利用を促進し、また、健康診断受診による疾病の早期発見を推進します。
- (2) 医療費支出を削減するために、かかりつけ医受診の徹底や時間外受診の抑制について広報活動を行います。
- (3) 保険税の収納率を向上させるために、制度の周知、納税相談に取り組みます。

④ 後期高齢者医療制度の充実

制度の健全な運営を図るために、制度の周知に努めるとともに、保険料の確保に努めます。

第6章 生活しやすい環境が充実するまちづくり

道路、情報通信基盤、上下水道等のハード面の整備、ごみ処理、交通、消防防災体制等のソフト面の整備に取り組み、生活しやすい環境が充実するまちづくりを進めます。

第1節 住みやすい環境と美しい景観の創造

縄文時代から受け継ぐ豊かな自然と、その自然から発せられる恵みを全町民等しく享受し、そして一戸らしい暮らしを次代に引き継ぐために、これらを大切にしようとする町民意識の高揚を図り、各種実践活動への展開と支援を行います。

No.	項目	年度	平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
45	環境整備運動に参加する団体数	団体	43	45	50	55	55
46	わが町の花だん自慢運動に参加する団体数	団体	85	88	92	96	100
47	住宅用太陽光発電システム設置補助件数	件 (累計)	75	84	93	102	110

① SDGsの達成と脱炭素社会実現に向けた取組の促進

- (1) 気候変動や貧富の格差拡大など地球規模の課題解決に向け、町民一人ひとりが主体的に取り組めるよう、SDGsの達成や脱炭素社会実現に関する普及啓発活動を行います。
- (2) 気候変動の原因とされる温暖化を抑制するために町民一丸となって実施すべき取組について、町民、民間企業、行政機関が連携し効果的に推進できるよう取り組みます。
- (3) カーボンニュートラル達成に向けて、町内で生産する再生可能エネルギーの供給量を増やし、チップボイラー、太陽光発電システム及び風力発電の導入など再生可能エネルギー活用を推進します。

② 自然環境保全意識の高揚と実践活動の促進

- (1) 町の豊かな自然環境を町民自らが大切に考え次代へ引き継いでいくために、幼児期からの環境教育の推進、自然愛護少年団活動への支援、環境保全や動植物愛護に関する広報啓発活動の強化を行います。
- (2) 各地域における自主的な実践活動を促すために、馬淵川クリーンデーなどの清掃活動、省エネルギー意識の定着、再生可能エネルギー利用促進などの活動を支援します。

③ 美しく個性的な景観づくりの推進

- (1) 町景観計画に基づき、御所野遺跡バッファゾーンを中心に先導的景観形成を進め、周辺景観への波及に努めます。
- (2) 「わが町の花だん自慢運動」などによる町民の主体的な景観づくりや緑化運動を積極的に支援・育成します。

第2節 社会基盤施設の整備

日常生活の利便性を維持するために、道路、橋梁の維持補修や上下水道、都市公園の維持管理を適切に行うとともに、各種施設において長寿命化に向けた計画的な整備を図ります。また、町内の交通利便性を維持するために、バス、鉄道、デマンド交通による一体的な交通網の維持確保を図ります。

No.	項目	年度	平成	令和	2年度	3年度	4年度
			30年度	元年度			
48	町道舗装補修工事	m	200	500	500	500	500
49	水道管路の耐震化率	%	14.1	14.2	14.6	14.7	15.1

① 町道の維持補修

安全な道路を維持していくために、定期的なパトロールによる早期の維持補修に努めるとともに、幹線町道を中心に改良および舗装を進めます。

② 都市計画道路の整備促進

円滑で安全な道路網を形成するために、岩手県と協力し、国道4号一戸バイパスから役場へ通じる都市計画道路上野西法寺線の早期整備を目指します。

③ 橋梁の整備

橋梁の長寿命化を図るために、町道に架かる橋梁の定期点検を行い、結果を基に老朽化の見られる橋梁を計画的に整備します。

④ 水道施設の更新

水道水の安定供給を継続するために、水道管の更新および浄水場の設備更新を計画的に実施します。

⑤ 公共交通の充実

- (1) バス、鉄道、デマンド交通により一体的に交通網を結び、効率的な移動を可能とするとともに、特にも、日常的に公共交通を利用する高齢者および通学生の利用負担の軽減を図ります。
- (2) 鉄道で栄えた町にあり、地域の鉄道を守り育てていくマイレール意識その他鉄道

に対する愛着を醸成するために、多くの町民が関わる町並行在来線利用促進協議会の活動を継続支援します。

第3節 住宅の整備

子育て世帯などが住宅を確保しやすい環境を整えるために、子育て支援住宅や町営住宅の維持管理と募集を適切に行うとともに、長寿命化計画に基づいた整備を進めます。また、住宅の地震に対する安全性の向上を図るために、耐震化の施策を進めます。

No.	項目		年度				
			平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
50	子育て支援住宅住戸稼働率	%	98.9	97.9	99.0	99.0	99.0

① 公営住宅等の適切な維持管理

子育て世帯や高齢者等が住みやすい安全安心な住宅を供給するために、長寿命化計画に基づいた既存住宅の機能充実と適切な維持管理に努めます。

② 耐震補強の周知

地震に強い住宅整備を推進するために、耐震診断等を行いやすい環境の整備や、耐震改修等にかかる補助の周知に取り組みます。

③ 空き家対策の推進

空き家等の適正管理を促し、また有効活用を図るために、空き家対策計画を策定するとともに、町民への周知と関係機関あるいは民間事業者の協力を得て計画に基づいた取組を行います。

第4節 環境衛生対策の充実

町民が快適な環境の中で暮らすことができるように、ごみ減量化や再生利用対策、汚水処理施設加入などを進め、環境に負荷を与える要因を取り除くとともに、健康的で安全な生活の実現のために、有害な鳥獣による被害防止対策に取り組みます。

No.	項目		年度				
			平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
51	生活系（家庭系）ごみ排出量	t	2,710	2,656	2,603	2,551	2,500

52	資源ごみ回収量	t	650	664	677	663	650
53	汚水処理人口普及率	%	54.5	55.4	56.4	57.4	58.4

① ごみの減量化の理解拡大

限りある資源の有効利用とクリーンセンターへの負荷軽減のために、3R（ごみの発生抑制、再使用、再資源化）の取組などによるごみ減量化の理解拡大に努めます。

② ごみの減量化に対する支援

町民と各種団体による自主的なごみ減量化およびリサイクル活動を支援するために、生ごみ処理機設置、資源回収助成を継続します。

③ 汚水処理人口普及率の向上

将来にわたり持続的なサービス提供を図るために、汚水処理施設の役割や必要性について、積極的な広報活動を推進します。

④ 有害鳥獣対策および狂犬病予防接種の徹底

町民の生活や農林水産物等に被害を与える恐れのある有害な鳥獣の捕獲に努めるとともに、登録犬の予防接種を徹底し、ペットの健康と町民の安全を守ります。

⑤ 火葬場の維持

滞りのない火葬業務の提供のために、施設・設備を良好な状態に常に保つとともに、火葬場の移転新築を進めます。

第5節 広報広聴の充実

有益な行政情報や災害時の緊急情報等を広く町民に、適時かつ確実に伝達するために、広報誌とともにホームページの充実と各種ICT技術を効果的に組み合わせた手段確立を進めます。そして、町や集落の実情をよく知る町民から発せられる各種施策への提言等を直接に聞くことができる懇談会等も重視し、適時に開催します。

No.	項目	年度	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
54	町ホームページへのアクセス数	回	192,000	235,000	278,000	321,000	365,000
55	地域懇談会への参加者数	人	121	140	160	180	200

① 広報活動の推進

町民に読まれ親しまれる広報誌とするために、子育て・教育・福祉ほか町の重要施策を特集などにより解説、周知するほか、町の出来事や各団体によるイベント開催などの記事も加え、わかりやすい誌面づくりに努めます。

また、町民だけでなく観光客においても町ホームページから多くの情報を得られやすくするために、観光情報の充実と多言語化などリニューアルを行います。

② ICT技術の活用

- (1) 災害緊急情報、イベント情報および各種啓発情報を適時に提供するほか、これら情報を確実に得られる住民の割合を高めるために、町有光ファイバー網等を活用した広報手段のほか、新たな通信手段に関する情報収集、研究を進めます。
- (2) 町民の日々の情報収集に資するほか、町を訪れる観光客等による情報取得・発信を容易にするために、公衆無線LAN環境を提供します。

③ 広聴活動の推進

町の施策に関わる多様な意見を収集するために、町の重要課題を直接に町民に説明し意見交換をすることができる地域懇談会の重要性を認識し、定期に開催します。

第6節 消防・防災体制の充実

災害から町民の生命と財産を守り、安心して日常生活を営むために、災害の未然防止と発生後の被害を最小限に食い止めるための防災対策を進め、常備消防や消防団をはじめとした地域防災体制の確立を進めます。

また、少子高齢化や核家族化が進むなかで、地域防災力の強化が課題となっていることから、「共助」に軸をおいた自主防災組織の取組を強化します。

No.	項目	年度	平成	令和	2年度	3年度	4年度
			30年度	元年度			
56	自主防災組織組織率	%	47.6	53.7	56.2	57.3	61.5

① 常備消防・救急体制の充実促進

常備消防・救急体制の充実を図るために、常備消防と消防団の協力体制の強化に努めます。

② 消防団の充実

- (1) 消防団員の資質向上と確保対策のために、訓練の充実や組織の再編成等による機能強化を図ります。
- (2) 消防団の組織力を高めるために、消防団OB等による機能別消防団員制度の導入を図ります。

③ 消防施設・水利の計画的整備

消防防災力を高めるために、消防施設や消防資機材を充実し、また、消火栓など消防水利の適正配置と計画的な更新整備を行います。

④ 防災体制の充実

町地域防災計画に基づいた総合的な防災体制の確立を図るために、適宜見直すとともに、情報伝達体制の充実や、避難所等の整備を図ります。

⑤ 治山・治水対策の促進

- (1) 災害の未然防止の観点から、各種危険箇所などの点検・調査を行い、急傾斜地の崩壊防止や砂防ダムの整備、河川の改修など治山・治水対策の推進を図ります。
- (2) 住民が事前に危険区域を把握し、速やかな避難行動に繋げるために、土砂災害警戒区域などを示すハザードマップ等を作成し、適宜更新します。

⑥ 防火・防災意識の高揚

- (1) 地域防災力向上のために、自主防災組織等に対する必要な支援を行います。
- (2) 町民に防災意識をより浸透させるために、各種防災情報を正しく理解し、適切な行動に繋げてもらうために、防災セミナー等の普及啓蒙活動を行います。
- (3) 啓発活動の充実、防火・防災訓練の充実、防火対象物や危険物施設への防火指導の徹底を図ります。

第7節 安全安心な生活の実現

安全で、安心を実感できる日常生活を送ることができるよう、地域・各種団体・行政の連携協力のもと、交通事故や犯罪が起こらない環境づくりをさらに進めるとともに、消費者でもある町民に対する消費生活情報の提供や相談体制の充実を図ります。

No.	項目	年度	平成	令和	2年度	3年度	4年度
			30年度	元年度			
57	交通事故件数（人身＋物損）	件	200	190	180	165	150
58	刑法犯総数	件	30	25	20	18	15

① 交通安全意識の高揚

交通安全意識の高揚を図るために、保育所および児童館、こども園、学校、地域社会などあらゆる機会をとらえた交通安全教育の徹底に努めます。また、特にも高齢者が関わる交通事故を減らすために、高齢者向けの交通安全意識を高める啓発活動を行います。

② 交通安全施設の整備充実

- (1) 安全で快適な交通社会を実現するために、国・県道については、歩道の整備をはじめとする安全な道路環境の整備を要請します。
 - (2) 安全で快適な交通社会を実現するために、町道については「一戸町通学路交通安全プログラム」により、児童・生徒の通学路を中心に、交通量の多い路線の各種交通安全施設の整備を図ります。
- ③ 交通安全対策推進体制の充実
- 交通安全対策推進体制の充実を図るために、関係団体の育成や支援を行うとともに、保育所および児童館、幼稚園、学校、地域、関係機関との一層の連携強化や、交通指導員の育成・確保に努めます。
- ④ 防犯意識の高揚
- 町民の防犯意識の高揚を図るために、防犯協会や警察と連携して各種防犯活動を推進します。
- ⑤ 防犯施設の整備充実
- 明るいまちづくりの推進を図るために、防犯灯や街路灯の整備に努めます。
- ⑥ 消費者保護の充実
- 消費生活相談体制の充実を図るために、消費者に対して適切な消費生活情報を提供します。また、多重債務問題に対応するために、消費者救済資金貸付制度を活用し解決と救済に努めます。